

算定基礎届による新しい社会保険料は9月分給与から適用されます。当事務所に委託されている事業所様には9月中旬頃に個々人の保険料を郵送でお知らせ致します。



「ガンで夫が急死した。夫との間に子はなく施設に入っている夫の母も相続人になると聞いた。遺言書はあるが開封する前に裁判所で検認を受けなければならぬ」というので家裁に電話で尋ねてみたら戸籍謄本類をとったりいろいろ準備が大変みたい。どうしたものか…」との相談がありました。銀行預金の払い出しや名義変更以外に土地建物やマンション等の不動産の所有権移転の登記(相続登記)等たちまち様々

な手続きが出てきます。戸籍謄本や除籍謄本を取り寄せて家裁の検認手続きが終っても登記所や銀行等へその謄本の束を持参する必要があります。そこで戸籍関係の情報を一覧図にして法務局の登記官が認証文を付けた写しを無料で交付する証明制度が4年前にできました。

これは便利! 相続情報一覧図 法務局が無料発行

この証明書を利用すれば相続手続きの負担がかなり軽減されます。ご自身で法務局に行って申請する事も可能ですが、5~6万円程の手数料をみて頂ければ当事務所でもお受けすることができます。



「所有している不動産を信託という方法で法人に管理させたいと思うが?」との電話が掛ってきました。成年後見制度の実務に詳しい濱田行政書士が対応しましたが、高齢者の財産管理についてはいくつかの方法があります。ある信託銀行が分かり易い制度・商品の比較表を作っています。財産管理といっても色々。誰に任せる?、家族が揉めないように!、介護や施設入居等の身上監護、不動産や資金の管理…。こうした事に関する制度や商品(信託銀行)には①成年後見

(任意後見と法定後見) ② 家族に任せる民事信託 ③ 信託銀行に依頼する商事信託 ④ 介護保障のついた生命保険 ⑤ 委任による任意代理。資金の管理なら①~⑤すべてOK、不動産の管理なら①②と⑤、身上監護なら①、詐欺被害対策なら②と③、家族トラブル防止なら①③で監督人を置けば②も費用の比較では高い方から①~⑤の順。結局不動産は②、資金は③④⑤、身上監護は①…という結論を表は導き出しています。

あなたの後見人 or 信託 高齢者の財産管理 望みは?



当事務所では毎週金曜日の朝9時~10時に、ミーティングを行ないます。ご協力をお願いします。

※当事務所から070で始まる電話をお掛けしますが、これは発信専用の電話番号です。
①070-5481-0659 ②070-5481-0988 ③070-5080-7611